

事務処理誤りの概要と対応

確認事項の見誤り（3件）

- 令和元年7月4日、1名の方にお支払済みの障害特別支給金等が過払いとなっていたことが判明しました。

支給額の算定において、既存の身体障害を有する場合は支給日数を控除してお支払すべきところ、誤って控除せずにお支払していたことが原因です。

ご本人に事情を説明のうえお詫びし、ご返納いただくことをご了承いただきました。

再発防止策として、支給金額計算時に、既存障害の申請である場合は警告表示を行うよう改善いたしました。

- 令和元年7月24日、金融機関からの連絡により、7月22日振込予定の休業手当金1件が振込不能となったことが判明しました。

振込手続において、口座名義情報を誤入力したことが原因です。

休業手当金の申請書を提出いただいた方に事情を説明のうえお詫びし、同日中に再度振込手続を行いました。

再発防止策として、複数名による入力内容の確認を徹底いたします。

- 令和元年8月6日、障害年金の追加支給に関する案内文書を受け取られた方からのお問い合わせにより、1件の案内文書を誤って別人に送付していたことが判明しました。

案内文書を作成する作業において、誤って別人の住所を記載してしまったことが原因です。

お問い合わせをいただいた方に事情を説明のうえお詫びし、お送りした案内文書をご返送いただきました。

再発防止策として、複数名による送付物の氏名及び住所の確認を徹底いたします。